官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和七年十二月十日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和７年10月15日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事 (10)第19256号	シミズ・ファイナンス株式会社
東京都知事 (1)第32039号	株式会社メディカル・プリンシプル社
東京都知事 (1)第32040号	みらいネットワーク株式会社
埼玉県知事 （浦10）第00949号	株式会社三井開発
静岡県知事 (8)第02222号	株式会社エム・オー・エー基金
熊本県知事 (1)第02438号	地域ヘルスケアイノベーション１号投資事業有限責任組合

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和７年９月１日	東京都知事 (5)第31376号	abc株式会社（ＧＦＡ株式会社）

令和７年10月15日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
大阪府知事 (2)第13011号	積水リース株式会社
大阪府知事 (10)第09038号	株式会社新大阪ファイナンス
東京都知事 (14)第00553号	岡三興業株式会社
福岡県知事 (3)第08687号	株式会社シアーズファイナンス
東京都知事 (1)第31910号	粋裕株式会社

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十五号

(三) 占用を制限する区域　区域

南九州市川辺町両添字矢掛松一〇三七番一から同市川辺町両添字矢掛松一六七九番五まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十二月十一日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人髙木和哉は願により公証人を免ぜられた。

茂木善樹は公証人に任命され、東京法務局所属公証人髙木和哉の後任を命ぜられた。（以上十一月二十八日）

前橋地方法務局所属公証人棚橋哲夫は願により公証人を免ぜられた。（十一月三十日）

千葉地方法務局所属公証人小川浩は願により公証人を免ぜられた。

飯畑勝之は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人小川浩の後任を命ぜられた。

静岡地方法務局所属公証人藤原俊二は願により公証人を免ぜられた。（以上十二月一日）（法務省）